

『長墓改』以降の潜伏キリシタン墓の基礎的研究 (旧浦上木場村・向地を中心に)*

相川和葉***、加藤久雄**、野村俊之****、白濱聖子**

Basic Study of the tomb of hidden Christians after the "Nagabaka-aratame"

Kazuha AIKAWA***, Hisao KATO**, Toshiyuki NOMURA**** and Satoko SHIRAHAMA**

キーワード：長墓改、潜伏キリシタン、大村領
伏碑、自然石立碑

形式をたどり今日に至ったのかその変遷が研究の
目的として、もっとも興味深い点である。

はじめに

本稿の研究目的は、潜伏キリシタンの信仰の変化を大村藩キリシタン弾圧政策から検証するために、物証としての墓碑を扱い、その時期的変容をみる。フランシスコ・ザビエルによるキリスト教伝来後、「キリシタンの1世紀」の隆盛の中で、大村領においては計6万人といわれた領民のほとんどがキリスト教徒であった。彼らの生活の中で、特に死後は、当然埋葬され墓碑が建てられることになる。その場面でも弾圧政策があった。それが、本題である1658(明暦4)年の『長墓改』である。大村藩領内で役人によりおこなわれた、いわゆるキリシタン墓を^{あば}発見する事である。本稿は、その長墓改以降のキリシタン墓の変遷を追跡することを試みようとしたものである。『長墓改覚』という史料があるが、それは役人が横冊に墓地毎に詳細に記録し、キリシタン墓の形状であるキリシタン墓と思しき墓碑を発見した場合、どの様な処理をしたかまでをも記している。当時、大村藩48カ村中、記録された古文書として存在するものは、『長墓改覚』と題したものが、大村領向地全体の各墓所調査結果として1点 他大村領各村からの長墓調査報告と思われるものが4点あるが、向地のみ物だけが^{あば}大村市立史料館に保存されている。

現在、旧大村藩内には明確なキリシタン墓として存在しているものは数少ないが、いくつかの墓碑が県や市町村から文化財指定を受けているものが存在する。それらを見ると多様な形式である。旧藩内には相当数のキリシタンが存在し、当然の事ながら禁教時代は潜伏キリシタン墓も存在していたことは否めないが、時代と共にどの様な墓碑

1. 日本キリシタン史の概略

本稿を著すにあたり確認の意味も含め、日本キリシタン史の概略を述べる。九州地方の中で、長崎県は他県に見られない独特な特徴を見ることができる。それは過酷をともなった歴史でもある。

1549年(天文18年)にフランシスコ・ザビエルによりキリスト教(ローマ・カトリック)が伝えられ、今日に至るまで450年以上にわたり信仰の継承がなされている。近世の禁教期は、表面上完全な仏教信徒を装いながらも心中はキリシタン信仰を維持している『潜伏キリシタン』が存在していた。その中の一部は、禁教高札が撤去された1873年(明治6年)にローマ・カトリック教徒となるのであるが、信仰を守りとおそうとしたキリシタン達が、『コンフラリア』という『地下教会』を組織し、様々な様相で変化しながらも信仰を継承していったのである。時代と共に迫害の嵐は厳しくなり、キリシタン大名は領地没収や追放、一般民衆のキリシタンは棄教を迫られ、結果前述のような潜伏するという形で独自のキリシタン信仰を形成するに至った。

次に、先述した信仰の歴史の時代区分としていくつかの例があるのであげてみる。日本キリスト教史研究者である比屋根安定氏(1944)は、便宜上としながらも、日本キリスト教史¹の中で「伝来時代」「布教時代」「禁教時代」「復興時代」「発展時代」の五期に分けている。一方、カトリック長崎大司教区発行(1998)の「子どものための教会史・長崎 まるちれず指導書」²においては、長崎各地のキリスト教史を中心に「宣教時代」「追放(殉教)時代」「潜伏時代」「再建時代」の四期に分け、さ

* Received February 1, 2014

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

*** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 経済政策学科研究生

**** 長崎ウエスレヤン大学 石造遺産調査会地域総合研究所 客員研究員

らに「キリシタン時代」を前述の二期と「潜伏時代」を後半二期にまたぎ、「復活時代」を1873（明治6）年の禁教高札撤去からと区分している。

1603（慶長8）年から1867（慶応3）年という265年間続いた江戸幕府も末期の様相を見せながらもキリシタン禁制は継続され、迫害は近世と近代をまたぐ1867（慶応3）年に「浦上4番崩れ」と称される近世最後で最大の迫害がおこる。どちらも時代と出来事は同じであるが、学術的な研究書と信仰指導書としての視点の相違があるだけで、本稿を記述する上で指南となる価値を備えている内容であると思う。また第二次世界大戦中の迫害もあるが、ここでは直接取り扱わないので省略する。

2. 大村キリシタン史—日本最初のキリシタン大名—

大村純忠は1563（永禄6）年35歳の時にトルレス神父から洗礼を受けている。家臣も20名程も一緒に洗礼を受けたとされる。洗礼名として「ドン・バルトロメオ」が与えられる。³これが大村におけるキリシタン史の始まりである。また、大分豊後の大友宗麟、島原の有馬晴信（純忠の甥）と共に九州キリシタン三大名の中に数えられる。純忠は洗礼を受ける前にキリシタンの教理を学んでいるが「これらの話を聞き、心が和み大いに得るものがあったと喜んだ。」と吉永正春氏（2004）は著書「九州のキリシタン大名」⁴の中で述べている。純忠の生涯は、1597（慶長2）年の秀吉による伴天連追放令が出される直前の1587（天正15）年55歳で閉じたが、その後もキリシタンの中心は大村が拠点であることは変わりなかった。1602（慶長7）年にはドミニコ会、アウグスチノ会宣教師が来日し、家康にも接見し布教の許可をもらっている。この頃の禁教政策は比較的柔軟であったと思われる。

3. 江戸幕府に先立つキリシタン禁制の大村藩

純忠没後、家督を継いだ大村藩初代藩主善前の時代となる。純忠は1580（天正8）年長崎と茂木をイエズス会に寄進し、次いで1585（天正13）年有馬晴信が浦上をイエズス会に寄進し、両地を合わせてイエズス会領が誕生していた。確実にイエズス会は日本のキリシタンモデルタウンとして『小ローマ』（「旅する長崎学1」⁵より引用）；長崎県編（2006）と称されるくらいに長崎を着実に治めていくのである。それまでは「長崎」は、古くは長崎氏の領地であり、純忠の時代家臣となっ

たベルナルド長崎甚左衛門（共に洗礼を受け、純忠の娘婿）が治めていた。これによりキリシタン達の生活も安定したかのように思われたが、1588（天正16）年秀吉はバテレン追放令を出し、長崎イエズス会領を没収し、同年長崎、茂木、浦上を直轄地（公領）とする。これは1603（慶長8）年に、家康の徳川政権になっても秀吉の直轄地政策をうけ継ぎ、幕府直轄地となる。新長崎市史第2巻に「天領長崎の形成過程」⁶としてその事が記してある。そこに慶長期の家康の外交政治は「前段階で和親通交的であった」とし1609（慶長14）年以降は高圧的で強硬的な姿勢となったことが記してある。このことは、公領である長崎がその範囲の拡大に比例している。幕府はその策をより堅固なものとしていく。1605（慶長10）年にはその事を裏付ける出来事がおこる。それは、従来の幕府直轄地を拡大するための「替地」を大村藩側に求められることとなる。結果秀吉が没収した領地「公領浦上」を返還し、その代わり大村藩「長崎外町」⁷が幕府領となった。これは、イエズス会と幕府の策略と思った善前はこの事案には不満を持った。この時からイエズス会宣教師を大村から追放し断交することになる⁸。この事を契機に善前から始まる大村藩の禁教政策が開始される。この時のことを『見聞集三』によれば、「長崎村・浦上村・家野村・外目村官地と成る事」として記している。

「長崎新町今日の外町及び属邑官地となる、為代地浦上村 村之内古場村・北村・西村を分け賜ふ 家野村 村之内一邑を分賜ふ 外目村 全く賜ふ也、外目村と八陌刈平村・黒崎村に雪之浦を加而外目村とすを賜ふ」とある。⁹

「大村家記巻之二」では「長崎村同新町為官地賜代地事」¹⁰として上記の事が記されている。その中に長崎代官の村山等安に懇願するバテレンの記事がある。等安は後にドミニコ会を保護し自らもキリシタンになっている。

換言すると善前としては大村領の良い所を取られたと感じたのであろう。家康も初期の頃は長崎の政治にイエズス会が参与を求める等の協調路線を1603（慶長8）年採用している¹¹。この様な状況の中で初代大村藩主として善前は大村藩政の基礎を固めていくことになる。そして大村の行政区分を確立する。その区分として48カ村を確立している。新城を玖島に1598（慶長3）年に1年間で築いている。また、政策の基本にはキリシタンの撲滅も含まれている。後に、純頼が1614（慶長19）年に大改修し、近世の石垣の城が大村に完成

するが、加藤清正の指導を受けたと伝わる。しかしながら、清正は3年前に没しているので詳細はわからない。熱心なキリシタンであった善前と熱心な日蓮宗門徒清正とは親交があった。文禄・慶長の役で両者は戦いを共にし、その際、善前に清正はキリシタン信仰を捨て、日蓮宗に転向するように迫ったと、宣教師「ルセナの回想録」¹²（1957）に記してある。大村藩は4区分に大別さ

れている。地方（11村）、向地（11村）、外海（18村）、内海（8村）である。総石高は2万7千9百7十3石8斗7升7合が幕末まで続く事になる。このような前史があり、とりわけ藩内でのキリシタン迫害は厳しく、最終的には墓を発くまでに徹底して、キリシタン信仰の有無を調べるようになっていく。

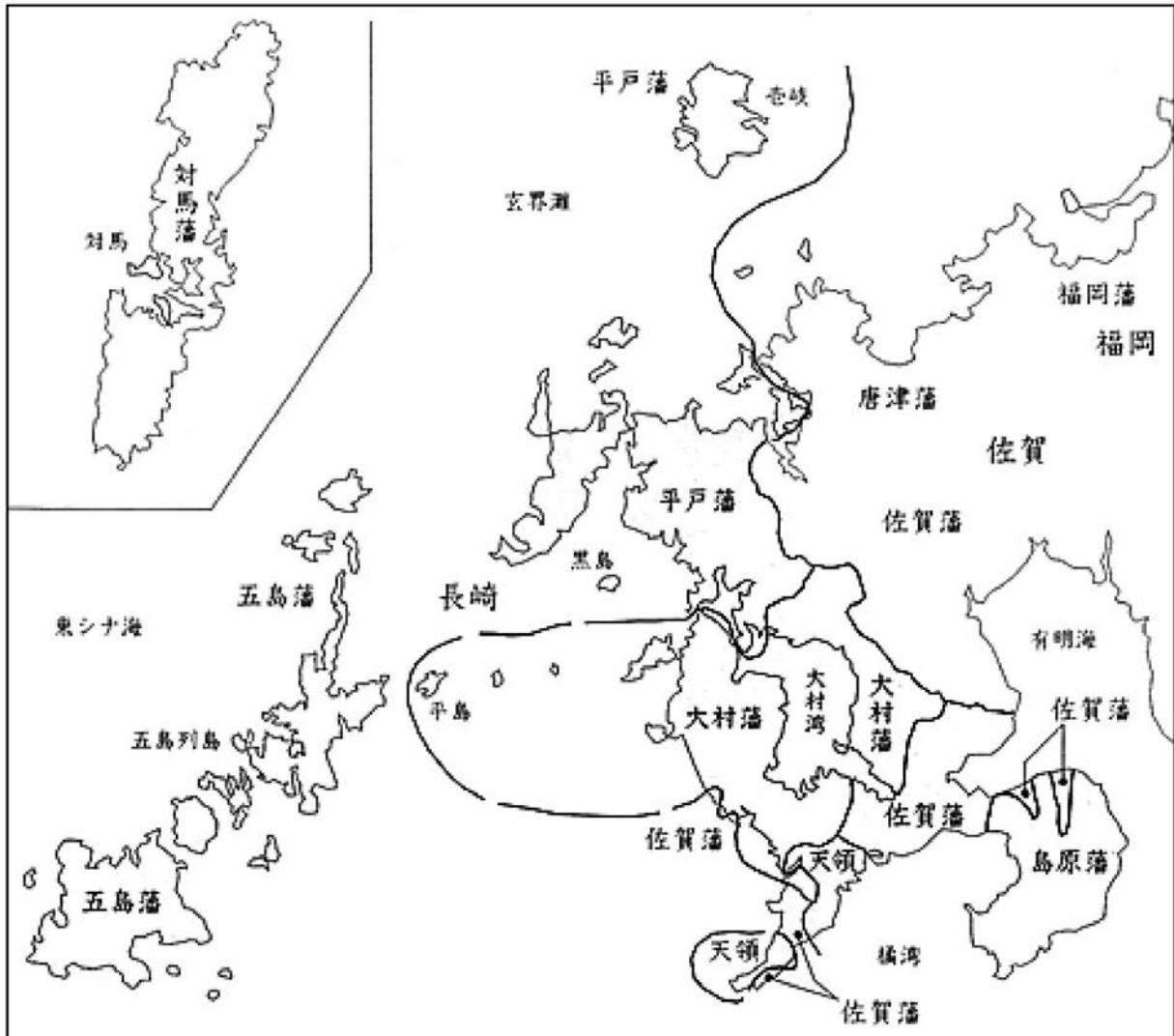


図1 大村藩図（出典大村市立史料館）

4. 長墓改の影響—『長墓改覚』に至る、考えられる諸々の要因、主な調査墓地からの考察—

この政策の起因は1657（明暦3）年「郡崩れ」と呼ばれる大村の郡集落に潜伏していたキリシタンの発覚事件である。

大村藩内のキリシタン禁教政策は、前述のように初代藩主善前が1606（慶長11）年に、イエズス会と断交したことから始まる。藩主善前自らも棄

教し、領内のバテレンを追放している。そして1608（慶長13）年には、日蓮宗の本経寺を大村に建立している。江戸幕府が禁教令を出したのは1612（慶長17）年であるから、幕府より7年程早く禁教令を出したことになる。その後1637（寛永14）年、「島原・天草の乱」といわれるキリシタンを中心とした農民一揆が勃発し、破却された原城に籠城したが、翌年鎮圧された。九州諸大名も

幕府の命令で動員され、この反乱鎮圧には、かなりの時間そして費用がかかったため、その後も幕府は対キリシタン政策を強化していくことになった。

そして島原・天草の乱から20年後に「郡崩れ」と称される潜伏していたキリシタンが大村で発覚されたのである。大村藩としては順調に行われていたと思っていた対キリシタン政策が、この一件で失敗と感じたのだろう。それとともに、このことが、島原・天草の乱の鎮圧経緯とも重なり、且つ幕府の知るところとなれば改易になるかも知れないという、藩の思いが強かった事は想像できる。当時の藩主4代純長は藩内キリシタン弾圧を一層強化させ、その一環としてキリシタン墓発ぎを行い「長墓、古墓」を徹底的に掘り返し、調査報告させた。結果的に大村藩内ではキリシタン墓碑は形を変えており、表面上キリシタンも完全撲滅している。現在島原半島に点在するキリシタン墓碑数と比較すると希少である。これら「長墓発ぎ、古墓あばき」を総称して『長墓改』といわれるものである。大村藩は初代藩主善前から禁教政策をとり続けながらも2代藩主純頼は28歳の時急死している（1619、元和5年）。その後3代純信も33歳で死亡する（1530、慶安3年）。1637（寛永14）年島原の乱がおこり、1657（明暦3）年の「郡崩れ」で大村藩内各地にキリシタンが潜伏していることが分かり、藩の一大事でありそのため生存している潜伏キリシタンだけではなく「墓」調査まで行い長墓、又は古い墓を調査し該当するものがあれば破壊、または更地、そうでない場合は築き直しをおこなっている。純忠時代のキリシタン人口は6万人ともいわれ当時の日本のキリシタン人口は15万を数えた¹³。しかし郡崩れの時のキリシタンは高齢のキリシタンであったと思われる。当然すでに世を去ったキリシタンがおり、その数だけのキリシタン墓が藩内に数多く存在していたと考えるのが自然である。それらの墓を調査し記帳するのであるから役人や墓を掘り起こす人も大変な労力であるが藩内の各村で行われその報告によると向地だけでも542基のキリシタン墓が記されている。最も多い村は長与で179基、高田が88基、時津77基、伊木力65基である¹⁴。この「長墓改」によってキリシタン墓碑はことごとく破壊されたため、藩内に典型的なキリシタン墓碑が残っていることが珍しいのである。埋葬後もこのような発ぎを受け、少しでもキリシタンらしき副葬品があれば、家族、親族までも取り調べを受

けることになるのである。

しかし、人間は必ず死を迎えるのでキリシタンが葬られた墓はどのような形式であろうと結果的にキリシタンの墓であるが、波佐見町野々川郷のキリシタン墓碑群に代表される仏式立碑とし見えない部分に細かく十字を印したもののや戒名を彫ったもの、川棚町のキリシタン墓碑のように地表面を加工しないで自然石のままにし、伏せて地面に接する面にキリシタン名を彫ったりしながらカムフラージュしていたであろうと考えられる。また、自然石立碑様式の墓碑が大村藩内には多く存在する。それが全てキリシタン墓碑とは限らないが、向地においても存在する。当初はキリシタン墓をカムフラージュするため意識的になされていたのかも知れないが、長墓改等の墓石破壊により領民の意識も墓を立派に作ってもまたいつ壊されるかわからないから、適当に自然石で名前も刻まずにしていたほうが無難だとの意識が芽生えたとも考えられる。それを裏付けるかのように向地には自然石立碑の墓が多数存在する。それが、後世に至るにつれ大村藩の潜伏キリシタン墓碑スタイルとなっているのではないかと仮定する事は可能である。このように、キリシタンとして死ぬことは決して許されない状況をつくり上げたのである。大村富松神社宮司の久田松和則氏（1989）は著書「大村史－琴湖の日月－」の中で次のように述べている。

『長墓改覚』によって知り得るキリシタン墓碑の数は、当領内でかの宗門の隆盛ぶりを推測するのに充分である。反面、現存するキリシタン墓碑の極小さは、禁教策の徹底を如実に物語っていると言えるであろう。¹⁵と禁教とキリシタン墓碑の項目を結んでいる。

また、久田松氏は別の著書「キリシタン伝来地の神社と信仰－肥前大村領の場合－」の中で「長墓」より見たキリシタンの様相と見出しをつけ『長墓改覚』の詳細を述べ史料から各村墓所長墓数一覧を作成し、「向地十二カ村のキリシタン事情が見えてくるとしている。」¹⁶そして浦上西村の岩川墓所、道ノ尾墓所を例にとり、キリシタン信仰道具の副葬の有無が必ず記述されているとしている。そして副葬品があった場合には一基には副葬品があり、また岩屋河墓所には蒲鉾型の墓碑で十字が彫られた典型的なキリシタン墓碑が実在したので、破壊されていると述べている。しかし墓の中は骨も無く空であったとしている。このことから仮説として「長墓改」は、前もって知らされ

ていたのではないだろうか、とも思えてくる。急いで伏碑を立碑にして、ゆとりがあれば戒名を彫るか、伏碑を土で隠し周囲に小石を並べ中央に少し大きめの石を立てたか、あるいは墓碑は家族で取り壊すのは困難なので、副葬品と遺骨のみを移動させた可能性も考えられる。いずれにしろ、役人と潜伏キリシタンの状態は、心身が緊張と疲労の限界の中でおこなわれたのではないと思われる。また取り壊しの後に墓の作り方も役人が指導していたのかも知れない。それらが定着して後の時期には、図3・4のカトリック三ツ山教会の犬継墓地に見られるように、自然石または、石を割り蓋石とし、上の中央に大きめの石を立てるスタイルが、潜伏キリシタン墓となっていくのだらう

うというような想定も可能である。向地の各地の墓所には長年の土砂の侵食により、蓋石だったと思われる、円形や楕円形、不定形の伏碑と思しき大き目の石が表出している。

またキリシタン潜伏地域の役人は主要を除きほとんど下級の役人であったとも考えられる。筆跡からも急いで雑に記した感はある。前述の久田松氏（私信）によると、現在保存されている「長墓改覚」は向地のものをまとめたもので、「長与村長キ古墓ノ覚」等が現地の下書きではないかとの所見である。数も藩内に残る潜伏キリシタン墓碑を見ると、型式にばらつきが見られることから否定できないのではないかと、調査中にそのような作業仮説を抱くようになった。

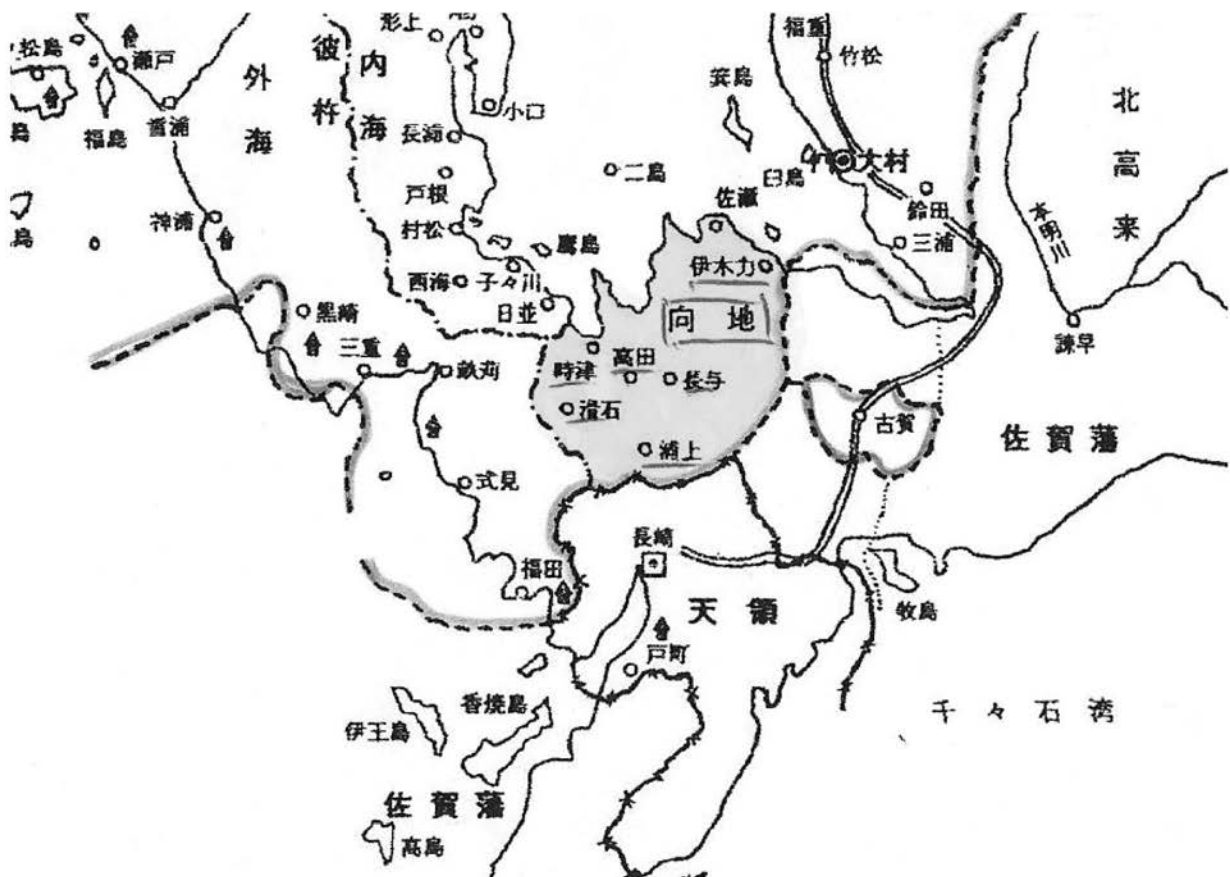


図2 向地の部分（出典大村市立史料館を改変）

5. 予備調査について

5.1. 長崎市三ツ山町（旧浦上古（木）場村）にあるカトリック三ツ山教会犬継墓地と潜伏キリシタン墓

1613（慶長18）年に幕府は「慶長遣欧使節」を仙台藩主伊政宗は家臣支倉常長を正使、フランシスコ会宣教師ルイス・ソテロ副使として総勢180名に及ぶ使節団を派遣している。しかし帰国したが、1620（元和6）年であり迫害が熾烈極まりな

い状態であり、スペインで、キリシタンとなった支倉使節団一行は、帰国して潜伏してキリシタンとして生きるか、棄教するか、海外で生活するかの岐路に立たされた。そして潜伏した一部のキリシタンは、大村藩旧浦上（木場村）において生活することになる。カトリック三ツ山教会犬継墓地と木場キリシタンについて、地元のカトリック信者の高見多美治氏（私信）に説明していただいた。高見氏は現在の三ツ山教会（旧木場教会）の

キリシタンの子孫であり慶長遣欧使節団随行員の一人である松尾大源の子孫であると伝わる。図3の横の石（木の幹の前）が大源の墓であるが、戒名が刻まれた仏式の石塔である。図4のように、その墓地にも同様に自然石の伏碑状の墓石（潜伏期のものか詳細不明）と、非整形の仏式立碑や成形された仏式立碑と明治期以降のカトリック式墓碑が混ざって存在している。この場所は潜伏期から近代の墓碑が混在し、自然石の伏碑に木製の十字架がおいてある。その伏碑と年代が対応してい

ないものもある。建て替えが激しい墓地では、潜伏期のものが近代のものと同じ地表面に表れている可能性もある。潜伏キリシタンは丸石や不定形の伏碑を蓋石と見せかけ、中央や背後に自然石を立てて、カムフラージュした可能性も否めない。同様に長い間同じ場所を使い続ける墓地では、時間と共に土が侵食され、埋められた伏碑が表面に出てきたと考えるならば、大村市の田下のキリシタン墓碑の検出状況と同じといえるのではないか。



図3 松尾大源の墓と子孫と伝わる高見多美治氏



図4 三ツ山教会犬継墓地
(不定形の伏碑状の墓石が散在する)

5. 2. 大村市のキリシタン墓碑

①田下キリシタン墓碑（大村市指定史跡）

小さい森の中にあつたもので土砂の侵食により図5にあるように、庵型のキリシタン墓碑が露出したといわれている。それまでは自然石をその上に立てていた。庵型と自然石の墓石ともに仏式の戒名が刻んである。



図5 史跡の現状（庵型キリシタン伏碑も散在する）

② 今富キリシタン墓碑（長崎県指定史跡）



図6 典型的な蒲鉾型に加工された伏碑をさらに立碑型に加工し、戒名を刻んでいる。真上には干十字が刻んである。

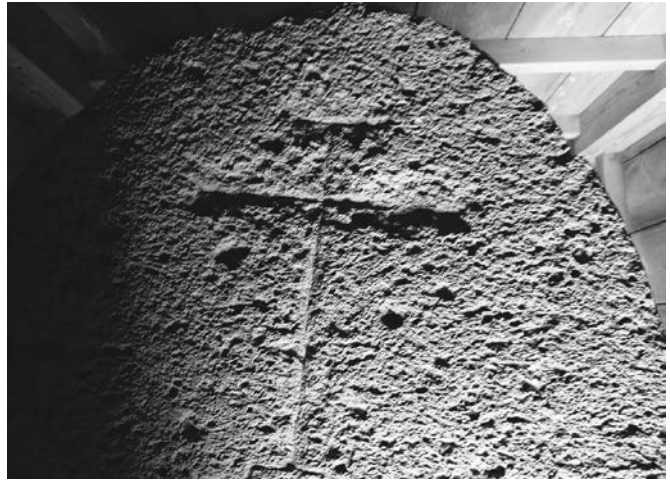


図7 刻まれた干十字

5.3. 東彼杵郡のキリシタン墓碑

①川棚町常在寺のキリシタン墓碑（長崎県指定史跡）

裏面にキリシタンの意匠と和文を彫り、表面は自然石になるようにしている。裏の森の中には似たような自然石の伏碑に似た墓石が存在する。この寺はキリシタン対策により建てられた日蓮宗の寺である。



図8 川棚常在寺のキリシタン墓碑の裏面



図9 川棚常在寺のキリシタン墓碑の表面

②東彼杵町のキリシタン墓碑（長崎県指定有形文化財）

もともと個人宅にあったものを庄屋公園内に移したとのこと。左の小ぶりの墓碑の中ほどに花十字が刻んである



図10 東彼杵町のキリシタン墓碑



図11 庄屋公園のキリシタン墓碑の花十字紋

③波佐見町野々川キリシタン墓碑群 (長崎県指定史跡)



図12 ほとんど仏式の立碑



図13 細い十字が刻んである (2基ほど確認できる)

5. 4. 西海市 (内海地域) のキリシタン墓碑

平原キリシタン墓碑 (長崎県指定史跡)

日蓮宗の南無妙法蓮華経が刻まれた墓石の横に、INRIの文字が入っている石碑がある。言い伝えによると重いので石碑の上部分だけを切り落として運んだと伝わっている。



図14 平原キリシタン墓碑



図15 INRIと花十字紋

5. 5. 向地にある長墓改に記載された墓地にあるさまざまな墓石

今回の向地周辺での「長墓改」で記録された墓地での予備調査で確認された潜伏キリシタン墓碑と類似したものやその可能性がある墓碑を以下に挙げる。¹⁷

長与町郷土誌（1994）P 457 - P 463参照

①西彼杵郡長与町



図16 西彼杵郡長与町齊藤墓所
（石組みの真ん中に石が立てられる。
五島の潜伏キリシタン墓に似る。）



図17 西彼杵郡長与町大越墓所
（不定形の伏碑とみられる墓石が散在する。）



図18 西彼杵郡長与町大越墓所
（不定形の伏碑状の蓋石に自然石の立碑がのせられる。）



図19 西彼杵郡長与町木場墓所
（石組みの中心に石が立てられる。五島の潜伏キリシタン墓に似る。）

②諫早市多良見町

重尾墓地には屋根付の伏碑状の蓋石のある墓石があるが、周辺地区（野川内、崎辺田、須の瀬など）でかつてはよく見られた様式である。



図20 重尾墓地の伏碑状の蓋石のある墓石



図21 重尾墓地
（不定形の伏碑状の蓋石に自然石の立碑がのせられる。）



図22 野川内墓地
（不定形の伏碑状の蓋石に自然石の立碑がのせられる。）



図23 須の瀬墓地¹⁸
（不定形の伏碑状の蓋石の背後に自然石の立碑がのせられる。）

多良見町郷土誌（1971）P 113～P 114参照

6. おわりに

長墓改に伴う潜伏キリシタン墓の研究は、向地においてはまだまだ進んでいないのが現状である。多良見町旧伊木力村で「千々石ミゲルのものと思われる墓石」が発見されたのをきっかけに、少しずつ伊木力を初め向地が潜伏キリシタンの村であったことが意識されつつあるのが現状である。島原半島、浦上、外海、五島、平戸がキリシタンの里として、どうしても思われる傾向が強い。しかし、向地は現在の多良見町、長与町、時津町などの村々に、確実に潜伏キリシタンが相当数定住していたことは、長墓に関する史料でも確認できる。今後も調査を継続していくつもりであるが、潜伏していたからこそ、明瞭なキリシタンであった物証に乏しいことが現状なので、今後の研究が困難なことが、予想される。キリシタン潜伏地であった天領浦上、外海地域、移住先の五島

列島との物証の比較から今後さらに議論を深めたいと思っている。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、ご協力賜わった、大村市立資料館の皆様、大村の富松神社宮司の久田松博士、三ツ山教会犬継地区墓地を案内していただいた潜伏キリシタンのご子孫でもある高見多美治氏ほかの多くの方々に、研究チーム一同、心から感謝する次第である。

註

¹ 比屋根安定著「日本キリスト教史」教文館 1944 p.2

² カトリック長崎大司教区長崎地区カテキスタ養成委員会編「子どものための教会史・長崎 まるちれす指導書」1998 p.230

- ³ 大村市教育委員会編「大村の歴史」 2003 p.77参照
- ⁴ 吉永正春著「九州のキリシタン大名」 鳥海社 2004 p.29
- ⁵ 長崎県企画五野井隆史他監修「旅する長崎1」 長崎文献社 2006 p.42
- ⁶ 「新長崎市史第2巻」 p.8
- ⁷ イエズス会領が秀吉により公領とされた町を「内町」と称し、それに家康の替地により公領となった町を「外町」と称しこれが「長崎新町」と考えられている。
- ⁸ ヨゼフ・フランツ・シュッテ編「大村キリシタン史—アルフォンソ・デ・ルセナの回想録」 1957 p.151～159キリシタン文化研究会
- ⁹ 大村市立史料館蔵「見聞集」 p.26
- ¹⁰ 大村市立史料館蔵「大村家記」 p.19～21
- ¹¹ 「日本歴史地名体系43」 p.81
- ¹² 前掲書「ルセナの回想録」 p.221
- ¹³ 前掲書「大村の歴史」 p.82
- ¹⁴ 久田松和則著「キリシタン伝来地の神社と信仰—肥前大村領の場合—」 2002 富松神社再興四百年事業委員会 p.160 表参照
- ¹⁵ 久田松和則著「大村史—琴湖の日月—」 1989 国書刊行会 p.168
- ¹⁶ 前掲書「キリシタン伝来地の神社と信仰—肥前大村領の場合—」 p.158
- ¹⁷ 長与町教育委員会編『長与町郷土史上巻』 1994 p.428～ p.430
- ¹⁸ 多良見町郷土誌編集委員会編『多良見町郷土誌』 1971 p.113～ p.114
- 長崎県 『旅する長崎学キリシタン文化 I 長崎で「ザビエル」を探す』 長崎文献社 2006
- 長崎市 『新長崎市史第2巻』
- カトリック長崎大司教区長崎地区カテキスタ養成委員会編 『子どものための教会史・長崎 まるちれず指導書』 1998
- 『日本歴史地名体系43』
- カトリック三ツ山小教区編 『三ツ山教会献堂50周年記念誌 帆』 2012

参考文献

- ヨゼフ・フランツ・シュッテ編『大村のキリシタン資料—アルフォンソ・デ・ルセナの回想録』キリシタン文化研究会 1975
- 吉永正春 『九州のキリシタン大名』 海鳥社 2004
- 比屋根安定 『日本キリスト教史』 教文館 1944
- 久田松和則 『大村史—琴湖の日月—』 国書刊行会 1994
- 久田松和則 『キリシタン伝来地の神社と信仰—肥前大村領の場合—』 2002 富松神社再興四百年事業委員会
- 大村市教育委員会 『大村の歴史』 2003
- 大村市立史料館蔵 『見聞集』
- 大村市立史料館蔵 『大村家記』
- 大村市立史料館蔵 『長墓改覚』